

平成28年度版 薬価収載後発医薬品(バイオ後続品)採用チャート

選定基準 ① メーカー体制 調査実施 (委員数名)	薬品には情報提供が必要不可欠であることから 情報提供体制が整っていないメーカーは、検討から除外 とする。ただし、先発メーカーと共同で情報提供することを認める。
	安定供給体制が整っていないと判断されるメーカーは、検討から除外とする。
	最低基準の項目が不可に相当するメーカーは、検討から除外とする。
	情報提供を行わないもしくは問題があるメーカーは除外する。また、回答に虚偽があったメーカーは除外し、次回検討から除外する。
	このことについては、年2回(7月と1月)メーカーに照会することとする。(1月は未調査メーカーのみ)

⇓ (メーカー追加がある場合再度調査) ⇓

後発医薬品 薬価収載(新規)※年6月と12月に予定
 バイオ後続品 薬価収載(新規)

既存後発医薬品 収載済み品目(局で別途選定)

⇓

⇓

選択基準② 検討品目選別 及び 見積もり実施 (医療局)	抗がん剤・造影剤・高額抗生物質等採用に他施設の状況、情報を必要とする品目は、審議保留の検討を行うこととする。
	選定に関して明らかに問題がある場合は、この時点で選定から除外する。
	納入業者が見積りを提供しない品目は、安定供給が見込めないことから除外とする。ただし直接取引メーカーがある場合はこの限りではない。
	経営改善に寄与するため、低価格薬品を基本とする。最小規格の見積りを依頼し、最低価格薬品及び最大薬価差益提示品を優先して提示する。
	納入価格面で明らかに問題がある品目は、この時点で委員に提示する。

⇓

選択基準③ 薬品調査により 資料作成 (各委員)	各委員毎に製品スコアの集計、資料作成を行い、内容を精査する
	規格単位が揃っていない品目は切替えの障害となることから検討薬品から除外とする。ただし、一般名+メーカー名薬品の場合で他社製品でカバーできる場合は、この限りではない。
	薬品の名称に関し、明らかに他に類似している薬品がある品目は、医療事故を誘発するから薬効等を考慮した上で検討薬品から除外とする。
	薬品の品質で明らかに差がある薬品及び使用に不安がある薬品は除外とする。
	最低基準の項目が不可に相当する品目は、検討薬品から除外とする。
	情報提供を行わないもしくは問題がある品目は除外する。また、回答に虚偽があったメーカーは除外し、次回検討から除外する。
情報提供が必要不可欠となる薬品(抗がん剤等)は先発メーカー、子会社等を考慮する。	

⇓

薬剤業務検討委員会で選択

⇓ 答申

医療局薬事委員会にて審議・決定

⇓

各病院に通知し採用審議